

結婚・子育て資金利子補給事業

◇ 利子補給の内容

結婚を希望する方や子育て世帯の経済的負担を軽減するために、湯沢市が市内金融機関と提携し、結婚・子育て資金借入の償還に係る経費（利子）の一部を助成する事業です。

・ 利子補給率 年2%以内

毎年12月末現在の借入残高に利子補給率（2%以内）を乗じた金額を、利子補給補助金として、翌年3月末までに払い込みします。

・ 利子補給期間 借入日から起算して84ヶ月以内（7年以内）

・ 融資限度額 200万円

※借入額返済期間中に再借入したものは対象となりません。

※借入金の返済が終了する前に市外に転出又は離婚した場合は、転出日・離婚日で支援は終了します。

※12月末現在で返済が滞っている場合は、利子補給金を助成できません。

◇ 利子補給制度を利用できる方

《 共通事項 》

- ・ 湯沢市と提携した金融機関から融資を受けることができる方
- ・ 現に湯沢市に住所を有する方
- ・ 本人及び同居の世帯員が、市税・保育料等を滞納していない方

世帯全員分の
完納証明書を添えて
申請してください

《 結婚ローンの場合 》

- ・ 借入日から6ヶ月以内に結婚予定の方、または結婚した方

《 子育てローンの場合 》

- ・ 妊娠している方、若しくはその配偶者の方
- ・ 同居している高校を卒業する年までの子どもの扶養義務者の方

◇ 利子補給の対象となる使途

※詳しくは提携金融機関にお尋ねください。

《 結婚ローンの場合 》

- ・ 結婚に関する費用（指輪購入、披露宴、新婚旅行、新居引っ越し費用等）

《 子育てローンの場合 》

- ・ 妊婦若しくはその配偶者の方（出産の準備の費用）

- ・ 高校を卒業する年までのお子さんがいる方

（お子さんの年齢に応じた子育てに関する費用）

…保育園・小中高校等の入学準備費用、塾やスポ少・予備校等に要する費用、大学等
進学を受験費用、引っ越し先生活開始費用等

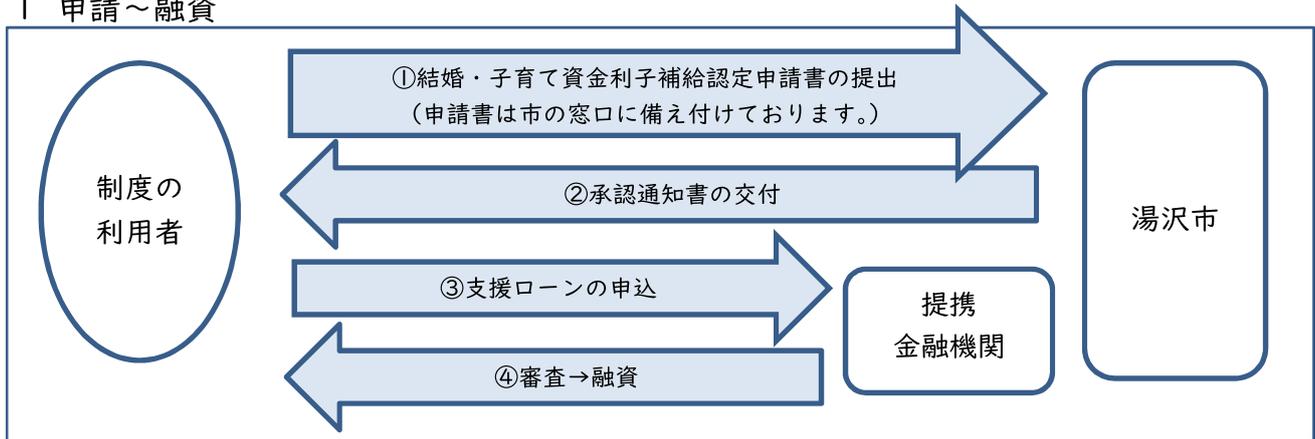
※ 大学等の入学金・授業料等、マイカー購入費用、子ども部屋改装費用、市外への引越し
費用は除きます。

◇ 融資の要件

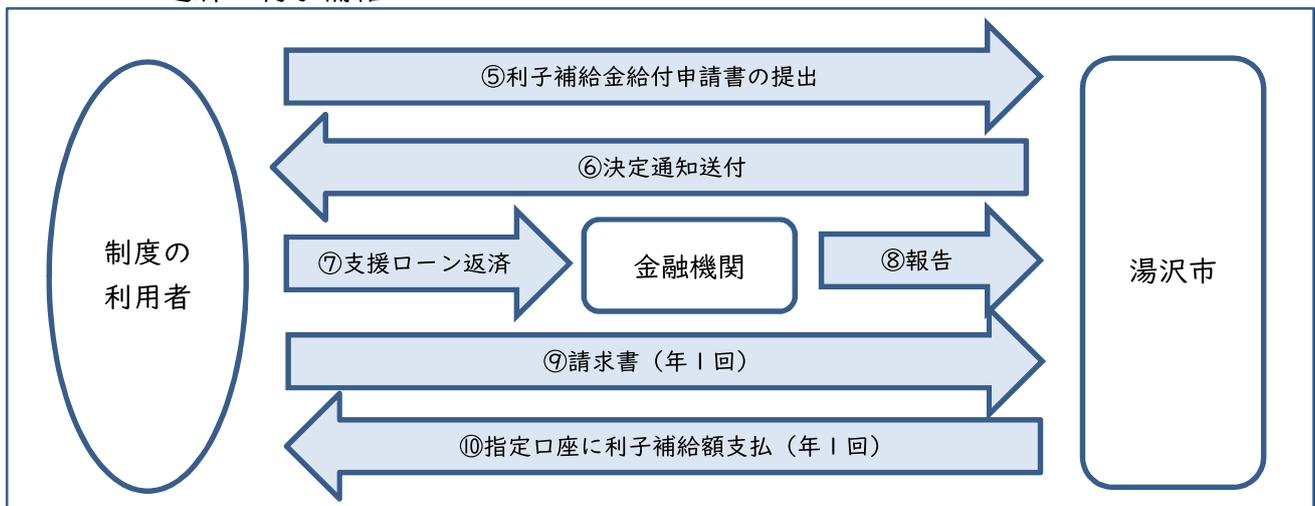
年利、保証人の有無等の融資要件は、湯沢市と提携している各金融機関の条件によります
ので、各金融機関にお尋ねください。

◇ 事業利用の流れ

1 申請～融資



2 ローン返済～利子補給



◇ 提携金融機関

北都銀行湯沢支店	〒012-0841 湯沢市大町二丁目1番13号	電話 73-3101
横堀支店	〒012-0841 湯沢市大町二丁目1番13号(湯沢支店内)	
稲川支店	〒012-0111 湯沢市川連町字平城下26番地3	電話 42-4855
秋田銀行湯沢支店	〒012-0826 湯沢市柳町二丁目1番48号	電話 73-3111
稲川支店	〒012-0826 湯沢市柳町二丁目1番48号(湯沢支店内)	
こまち農業協同組合本店	〒012-0825 湯沢市北荒町5番8号	電話 78-2224
湯沢北支店	〒012-0801 湯沢市岩崎字上宿147番地	電話 78-2222
稲川支店	〒012-0106 湯沢市三梨町字萩田128番地1	電話 42-2104
雄勝支店	〒019-0205 湯沢市小野字東十日町1番地	電話 52-2105
羽後信用金庫湯沢支店	〒012-0845 湯沢市材木町二丁目1番12号	電話 73-5128
稲川支店	〒012-0105 湯沢市川連町字万九郎屋布75番地2 電話 42-2181	

◇ 問い合わせ先

〒012-8501 湯沢市佐竹町1番1号 湯沢市まちづくり協働課未来づくり推進班
午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝祭日を除く)
電話: 0183-56-8386 メールアドレス: mirai-gr@city.yuzawa.lg.jp